

岐阜県警察訓令第25号

各所属長

岐阜県警察術科指導員の配置に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月8日

岐阜県警察本部長 大園 猛志

岐阜県警察術科指導員の配置に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、岐阜県警察組織規則（昭和63年岐阜県公安委員会規則第1号）第56条に基づき、岐阜県警察術科指導員（以下「指導員」という。）の配置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(術科の区分)

第2条 この訓令における術科とは、逮捕術、拳銃操法、柔道、剣道、救急法及び体育の6種目とする。

(指導員の配置)

第3条 警察本部の執行隊（以下「執行隊」という。）及び警察署については、術科の区分別に指導員を置く。なお、執行隊を除く警察本部の所属については、警務部教養課術科指導室員が指導に当たるものとする。

2 指導員の人数は、術科の区分別に原則として、定数200人以上の所属にあっては6人以上、定数100人以上200人未満の所属にあっては4人以上、定数100人未満の所属にあっては2人以上とする。

(指導員の任命)

第4条 指導員は、次の各号のいずれにも該当する者の中から、執行隊の隊長又は警察署長（以下「署長等」という。）の推薦に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

- (1) 人格高潔、研究心旺盛にして、強い責任感を有する者
- (2) 当該術科に熟達している者
- (3) 指導能力が優れている者

2 前項の推薦は、別に定める方法により、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）を経由して本部長に行うものとする。

(指導員の解任)

第5条 指導員に任命された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の新たな指導員の任命をもって、解任とする。

- (1) 前条第1項各号の資格要件を失うに至ったとき。
- (2) 人事異動により他の所属へ配置換えとなったとき。
- (3) その他署長等が必要と認めたとき。

(指導員の兼任)

第6条 指導員には、2以上の術科の指導員を兼任させることができるものとする。

2 前項の兼任をさせる場合は、第4条第2項の規定を準用する。

(指導員の任務)

第7条 指導員は、署長等の命を受け、その所属の警察職員に対する術科訓練の指導に当たるものとする。

(所属長の責務)

第8条 署長等は、指導員を指揮して術科訓練を推進し、所属警察官の現場執行力の強化を図らなければならない。

2 署長等以外の所属長は、教養課長に術科指導室員の派遣を要請し、術科訓練の推進に努めなければならない。

(指導員の任命等の通知)

第9条 本部長は、指導員を任命したときは、岐阜県警察術科指導員名簿（別記様式）を作成し、署長等に通知するものとする。

附 則

1 この訓令は、平成18年5月8日から施行する。

2 岐阜県警察術科指導員配置規程（昭和42年岐阜県警察訓令第23号）は廃止する。

附 則（令和2年岐阜県警察訓令第22号）

この訓令は、令和2年10月9日から施行する。



